

## 東北工業大学動物実験等に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、東北工業大学（以下「本学」という。）における動物実験等を、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員、学生等の安全確保の観点から適正に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験の実施については、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」（以下「動物愛護管理法」という。）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」（以下「飼養保管基準」という。）、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号）」（以下「基本指針」という。）、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月日本学術会議作成）」及びこの規程の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」とは、実験動物を教育、試験研究または生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験動物」とは、動物実験の利用に供するため施設等で飼養または保管をしている哺乳類、鳥類または爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む。）をいう。
- (3) 「施設等」とは、飼養施設及び実験室をいう。
- (4) 「実験動物管理者」とは、実験動物について十分な知識及び経験を有する者であって、実験動物及び前号で掲げる施設の管理について、責任を持つ者をいう。
- (5) 「動物実験等実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (6) 「動物実験等責任者」とは、動物実験等の実施者の計画に係る業務を総括する者をいう。

(適用範囲)

**第3条** この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類を用いたすべての実験動物等に適用する。

2 動物実験等を別の機関に委託等する場合には、委託先においても、指針等に基づき適正に動物実験等が実施されることを確認する。

(学長の責務)

**第4条** 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、第1条の目的を達成するために「基本指針」を踏まえ、規程を策定し、動物実験等の計画の承認、教育訓練その他の必要な措置を講じなければならない。

2 学長は、動物実験等の実施結果について報告を受け、必要に応じて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じなければならない。

(動物実験等の計画立案及び申請)

**第5条** 動物実験等責任者は、動物実験等の範囲を教育・研究に必要な最小限にとどめるため、実験動物を用いない実験系の検討や、適正な実験動物の選択、有効適切な動物実験等の方法について、検討を行わなければならない。

2 動物実験等責任者は、動物に与える苦痛をできる限り軽減する等、倫理的な面について十分配慮された動物実験等の方法について検討しなければならない。

3 動物実験等責任者は、動物実験等を行おうとするときは、あらかじめ「動物実験等計画書」（様式1）を学長に提出し、承認を得なければならない。

(動物実験委員会の設置及び審査)

**第6条** 本学の動物実験等を適正に実施するため、動物実験委員会（以下「委員会」という）を設置し、委員は学長が指名し、委員長は委員の互選により選任する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員会の事務は事務局が行い、事務局は委員会の委員の内1名が担当する。

4 学長は、前条により申請を受理したときは、速やかに委員会に審査を付託し、その審査報告に基

づいて、承認または不承認を決定する。

5 委員会は、次の事項について審議または調査し、学長に報告及び助言する。

- (1) 動物実験計画が第1条第2項に定める関連法令等及びこの規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等及び実験動物の飼養・保管状況に関すること
- (4) 動物実験等及び実験動物の適正な取り扱い並びに教育訓練に関すること
- (5) 自己点検・評価に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること  
(施設及び設備)

**第7条** 動物実験等を適正かつ円滑に実施するため、実験動物の導入、繁殖、飼養及び保管については、原則として施設内において行うものとする。

2 実験動物の飼養設備は、実験動物の生理、生態及び習性等に応じた適切なものでなければならない。

(実験動物の飼養管理)

**第8条** 実験動物管理者、動物実験等責任者、動物実験等実施者（以下「実験動物管理者等」という）は、協力し、施設、設備等の適切な維持管理に努め、適切な給餌、給水、環境条件の保全等の飼養管理を行わなければならない。

2 実験動物管理者等は、協力して実験動物の導入時から実験の終了するまですべての期間にわたって、実験動物の状態を仔細に観察し、必要に応じて適切な処置を施さなければならない。

(安全管理)

**第9条** 物理的、化学的に危険な物質あるいは病原体等を扱う動物実験等においては、人または実験動物の安全、健康のための適切な施設、設備を確保し実施するものとする。

(動物実験等の結果報告)

**第10条** 動物実験等責任者は、実験計画を終了又は中止した場合は、「動物実験等終了（中止）報告書」（様式2）を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項に定める報告書の提出を受けたときは、委員会に内容の確認を求めるものとする。

(教育訓練)

**第11条** 動物実験等実施者は、動物実験等の開始前に、動物実験等並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するため、実施計画書作成方法、実験動物の選択から動物の取扱い方、飼養環境、飼養方法、安楽死等についての教育訓練を受講するものとする。

(自己点検及び評価)

**第12条** 本学における動物実験等に基本指針への適合性に関し、定期的に自己点検及び評価を実施するものとする。

(情報の開示)

**第13条** 本学における動物実験等に関する情報について、適切な手段により、情報公開に努めるものとする。

(改廃)

**第14条** この規程の改廃は、学長の承認を得なければならない。

## 附 則

- 1 この規程は、平成25年12月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。